

青少年の健全育成など

新条例を制定

第一回市議会定例会

昭和五十五年の第一回市議会定例会が、三月七日から二十一日まで、十五日間開かれました。

提出された議案は二十七件で、主として新年度予算と条例の制定・改正などでした。審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。そのほか陳情が二件、報告事項が七件。審議の結果と内容は、次のとおりです。

条例の制定

◎市立小・中学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例

市立の小学校および中学校建設の費用にあたるため、資金の積み立てを行うことになりました。基金は、昭和五十五年度から七年間に、総額七億円を積み立てます。

◎青少年問題協議会条例

青少年の指導、育成、保護および矯正などの総合的施策に関し、調査審議などをを行う付属機関を設置することになりました。

◎心身障害児就学指導委員会条例

教育委員会の諮問機関として、教育上特別な取り扱いを必要とする児童、生徒の適正な就学指導および教育的措置を図るために制定されました。

条例の改正

◎文化財保護条例

文化財保護の充実強化のために、文化財保護体制を制度上から確立することになりました。主な改正点は、△文化財を種類ごとに指定・管理・保護・公開・援助などを行なう。△民俗文化財が新たに加わった。△指定文化財以外においても、記録作成を行う。△罰則が新たに加わり、文化財を損壊・き棄・隠匿した者は五万円以下の罰金が科せられる。などです。

◎市職員の特殊勤務手当に関する条例

県内他市の状況や職務状態などの均衡から、特殊勤務手当が改正されました。

◎市職員の管理職手当に関する条例

一般職員の給与との均衡および県内各市との状況などを考慮して、それぞれ次のように改めました。(カッコ内は改定前の額)

◎市議会定例会

市議会定例会の開催日程を改定しました。

◎特別会計条例

公共下水道と流域下水道事業を一般会計から分離して、特別会計で運営することになりました。

◎国民健康保険条例

社会保険の埋葬料との均衡を保つため、葬祭費を一万円から二万円に引き上げました。

◎市営住宅管理条例

花石町に新築した四棟目の中層市営住宅の家賃が、月額二万二千円に決まりました。

◎市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例

市長等の給与および旅費に関する条例

◎教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

一般職員の給与との均衡および県内各市との状況などを考慮して、

それそれぞれ次のように改めました。

(カッコ内は改定前の額)

◎市議長

議長二十五万五千円(二十四万五千円)▽副議長二十一万八千円(二十万八千円)▽議員十

八万五千円(十七万五千円)▽市長六十二万円(五十九万円)▽助役四十九万五千円(四十七万一千円)▽収入役四十四万円(四十二万円)▽教育長三十六万二

千円(三十四万五千円)

◎特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

諸物価の高騰および県内他市の状況を考慮して、非常勤特別職の報酬を次のように改めました。

選挙管理委員会委員長(年額)六万八千円、同委員(同)五万三千円、投票開票管理者(日額)五千円、選挙投票開票立会人(同)四千円、選挙管理委員会補充員(同)四千円、農業委員会会長(年額)五万八千円、同会長職務代理者(同)四万八千円、同委員(同)四万二千円、固定資産評価審査委員会委員(日額)四千円、国保運営協議会会長(年額)二万七千円、同会長職務代理者(同)二万一千円、同委員(同)一万九千円、知識経験者の監査委員(月額)二万三千円、市議会議員の監査委員(同)一万七千円、教育委員会委員長(同)二万一千円、同委員(同)一万九千円、社会教育指導員(同)七万一千円、学校医(年額)七万一千円に児童一人当たり百十円加給、学校薬剤師(同)一万二千円、福祉手当審査嘱託医(年額)八千円、母子センター嘱託医(年額)七万五千円、保育所嘱託医(同)六万円、保健委員(年額)一万六千円、各種予防接種・健康診断嘱託医(日額)一万五千円、体育指導委員(年額)一万四千円、交通指導員(月額)二万円、少

年補導員(日額)二千五百円、その他各種委員(同)四千円



婦人週間

男女の平等と 婦人の社会参加をすすめる

—「婦人の十年」の
中間年にあたって—

「婦人週間」です。婦人週間には、婦人の地位向上のためには、一定期間を設けて集中的に啓発活動を行うことが効果的であるとして、昭和二十四年に労働省が主唱して設けられました。

四月十日は、昭和二十二年にわが国の婦人が初めて参政権行使した日で、これを記念してこの日に始まる一週間、全国いつせいに、さまざまな行事が行われま